

充当金額

充当割合

9/10

政務活動の使用以外も含むため

経費区分 (事務所費)

電気料金領収証 (口座振替用)

金城 泰邦 様

電気番号 30609- 99-1-9
ご契約種別 従量電灯

平成 31年 2月分

領収金額	3,162 円
料金	2,838 円
再エネ賦課金	324 円

[再掲]	
消費税等相当額	234 円
燃料費調整額	145.62 円

ご使用量 112 kWh

◎上記金額をご指定口座から 2月13日に
領収させていただきました。

印紙税申告納
付につき北那覇
税務署承認済
沖縄電力株式会社
浦添支店
TEL 0120-586-391 (1-1679-)
IP電話 TEL 098-993-7777

¥ 2,845 -

電気料金領収証 (口座振替用)

金城 泰邦 様

電気番号 30609- 99-1-9
ご契約種別 従量電灯

平成 31年 1月分

領収金額	3,995 円
料金	3,589 円
再エネ賦課金	406 円

[再掲]	
消費税等相当額	295 円
燃料費調整額	156.76 円

ご使用量 140 kWh

◎上記金額をご指定口座から 1月18日に
領収させていただきました。

印紙税申告納
付につき北那覇
税務署承認済
沖縄電力株式会社
浦添支店
TEL 0120-586-391 (1-1679-)
IP電話 TEL 098-993-7777

¥ 3,595

管理運営費

電気料金

H31

1~3月分

電気料金領収証 (口座振替用)

金城 泰邦 様

電気番号 30609- 99-1-9
ご契約種別 従量電灯

平成 31年 3月分

領収金額	2,009 円
料金	1,809 円
再エネ賦課金	200 円

[再掲]	
消費税等相当額	148 円
燃料費調整額	85.56 円

ご使用量 69 kWh

◎上記金額をご指定口座から 3月13日に
領収させていただきました。

印紙税申告納
付につき北那覇
税務署承認済
沖縄電力株式会社
浦添支店
TEL 0120-586-391 (1-1679-)
IP電話 TEL 098-993-7777

¥ 1,808 -

事務所概要申告票

議員名 金城 泰邦

1. 物件の所在

住所	沖縄県浦添市安波茶1-31-6 宮里ビル102号
電話番号	098-878-1138

2. 所有区分

<input type="checkbox"/> 自宅兼事務所
<input type="checkbox"/> 自己所有物件

※自宅兼事務所 又は 自己所有物件の場合は、ここまでで完了(署名・押印も不要)

<input checked="" type="checkbox"/> 専用事務所
<input checked="" type="checkbox"/> 賃借事務所 ・賃貸借契約先 [XXXXXXXXXX] ・所有者 <input type="checkbox"/> 親族(続柄:) <input type="checkbox"/> 関連会社 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者 ・議員との生計 <input type="checkbox"/> 議員と生計同一 <input checked="" type="checkbox"/> 議員と生計別

事務所概要について、上記記載のとおり申告します。

賃借人 沖縄県議会議員

金城 泰邦



賃借人 氏名



住所



事務所費充当状況申告票

議員名 金城 泰邦

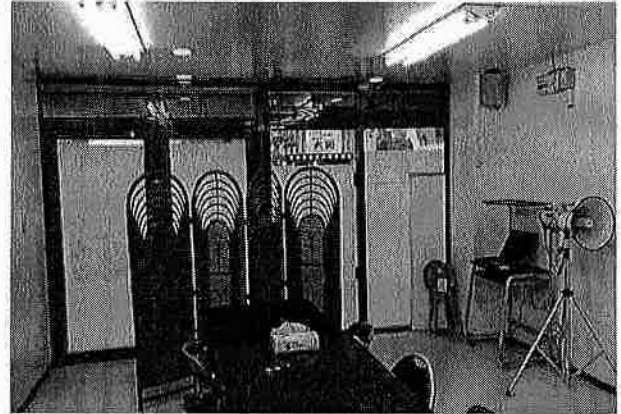
1. 事務所の状況

住所	浦添市安波茶1-31-6 宮里ビル102
----	----------------------

(事務所の外観)



(事務所の内観)



2. 充当割合とその説明

充当割合	9/10
------	------

充当割合の説明：

当該事務所は、政務活動として使用しています。後援会活動等には使用していません。しかしながら、不定期で後援会関係者からの問い合わせや訪問があるため、社会常識を鑑み、9/10を充当割合とする。

(関係経費)	
家賃(月額)	57,100 円
その他	円
	円

(充当額)	
家賃(月額)	51,390 円
その他	円
	円

事務所充当状況について、上記記載のとおり申告します。

沖縄県議会議員

金城 泰邦



賃貸借契約書 (店舗・事務所)

賃貸人(甲) [] と、賃借人(乙) 金城泰邦との間に、次の条項を双方承諾の上、賃貸借契約を締結した。よってその証として、本契約書を式通作成し、記名・押印の上、各自存通を所持する。

第1条 (目的)

甲は、下記の要目物件を乙に賃貸し、乙はこれを賃借することを約した。

乙は、下記の賃借物件を自己の営む 事務所 として使用し、その他の目的には、使用してはならないものとする。

物件の表示

名称	官里ビル
所在地	沖縄県浦添市安波来1丁目31番6号
構造	鉄筋コンクリートブロック造陸屋根3階建1階102号室

第2条 (期間及更新)

本契約期間は、平成28年6月16日から平成29年6月15日までの1年間とする。但し、契約期間が満了する1ヶ月前までに、甲、乙、連帯保証人又はその一方から何等申し出がないときは、この契約は同一条件でさらに1年間自動更新するものとし、その後も同様とする。尚、契約更新の最低条件として、前月の賃料等が完納していき更新の最低条件とする。

第3条 (家賃及び共益費)

貸室の賃料は1ヶ月金 57,000円也、共用部分の維持管理費に要する諸費用の共益費として、1ヶ月 0円也、合計賃料金 57,000円也を毎月 27日迄に翌月分を、口座引き落とし若しくは、甲の指定する方法で支払うものとする。尚、口座引落とし手数料及び振込み手数料は乙の負担とする。又、1ヶ月未満の賃料は日割り計算(1ヶ月を30日とした計算)とする。但し、その賃料が経済事情の変動、公租公課の増減、近隣賃料との比較などにより、不当となつたときは契約期間であっても甲、乙協議の上賃料の増減をすることができる。

第4条 (敷金・礼金)

敷金、礼金は無しとする。

第5条 (敷金の返還)

敷金の預かりが無い為、敷金の返還は無いものとする。

事務所費

貸室賃貸借契約書

自 平成 28 年 6 月 16 日

期間

至 平成 29 年 6 月 15 日

賃貸人

様

賃借人

様

金城泰邦

第6条 (建物付属設備等の設置)

乙は、本物件に電線管、看板等の掲示・冷暖房機器取り付け・その他全て現状変更を要する工事を行う時は、事前に甲の書面による承諾を得なければならない。

第7条 (通知義務並びに所有権放棄)

乙は、本件貸室を1ヶ月以上留守にする場合にはその旨、甲に対し必ず通知をしなければならぬ。これに違反し無断で1ヶ月以上留守にし何等の通知もない場合は、甲は本契約を解除することができる。その際、家具等の残置物は一切放棄したものとみなし甲においてこれらを処分しても乙は一切異議の申し立てができなものとす。

第8条 (毀損等による賠償責任)

乙又はその使用人及び乙に関わる者が、故意又は過失により、本件貸室及びその付属物並びに共用部分を、毀損又は滅失した時は、乙は甲に対し直ちにその旨を通知、この回復に要する費用を賠償しなければならない。(入居中、退去中とも同様)

第9条 (公共料金)

電気・水道・ガス・衛生費は乙の負担とする。
尚、本契約期間満了後あるいは契約解除による明け渡し後も、乙が入居あるいは使用している場合は、上記費用は乙の負担となる。

第10条 (賃借権の譲渡・転貸・同居等の禁止・禁止行為)

- 一、乙は、本件貸室に関わる賃借権の譲渡・転貸その他本契約書に基づく一切の権利を第三者に譲渡、又は担保の用に供してはならない。
- 二、乙は、営業譲渡、合併その他の形式によって本契約に基づく一切の権利を乙以外の者に包括的に継承してはならない。
- 三、乙は、甲の書面による承諾を得る事なく、本件貸室内に他人を同居させ、又は乙以外の在室名義を表示し、若しくは乙以外の名義で電話・ファクシミリその他専用回線を引き込んではならない。
- 四、本件貸室並びに本物件に対する損傷行為をしてはならない。
- 五、六、猫、その他近隣に迷惑を及ぼす動物の飼育行為。
- 六、火災誘発原因の恐れのある物品の持込行為。
- 七、人声、音楽、ラジオ、ステレオ、テレビ等の過音量。
- 八、賭博、売春、騒音行為等公安秩序に関する違反行為。
- 九、その他上記に関連する迷惑行為一切。

第11条 (契約の解除)

- 一、不正な行為によって入居した場合。
- 二、1ヶ月以上にわたり、家賃等の延滞をした場合。
- 三、家賃等の支払いをしばし延滞し、本契約における信頼関係を著しく害すると甲が判断した場合。
- 四、本件貸室並びに本物件に暴力団の組織、名称、活動等に関する看板、名札、写真、絵画、ちょうちん、家紋、その他これに類似する物を掲示、若しくは、搬入した場合。
- 五、乙又はその使用人及び乙に関わる者が、反社会的と認められる団体(暴力団、過激な政治活動集団)との関係者であり、かつ近隣住者の平穏を害する恐れのある行為があった場合。又甲及び近隣に迷惑となる行為をした場合。
- 六、無断で本件貸室から退去した場合。又は、正当な事由なく1ヶ月以上本物件を使用しない又は、全居不在の場合。
- 七、事業所の解散、破産、和議、会社更生、若しくは強制執行がなされた場合。
- 八、本契約書第6条・第7条・第8条・第10条・第16条・第21条・特約事項4の条項に違反又は該当した場合。

第12条 (解約の事前通知)

乙は、甲に対して書面により1ヶ月以上の予告期間を定めて、本契約の解約を申し入れられる事ができる。この場合、予告期間満了と同時に契約は終了する。但し、乙は予告に替え、1ヶ月分の家賃相当額を甲に支払って、即時に解約する事ができる。
又、甲に正当な事由がある場合は、6ヶ月以前の書面による通知をもって解約する事ができる。

第18条 (不法占拠による賠償金)

乙は、前条による契約解除後の本貸室を明け渡さず契約期間満了後も引き続き不法占拠する場合は、契約解除の翌日より賃料等を起算し、現実明け渡すまでの不法占拠期間につき、賃借料(賃料等)相当の2倍の賠償金を甲に支払わなくてはならない。

第14条 (明け渡し)

- 一、本契約終了と同時に、乙は次の通りに従って、本貸室を明け渡すものとする。
乙は、退去に伴う賃料や、電気・水道・ガス料金の代金精算手紙と、鍵の返還を速やかに行うものとする。
- 二、乙は、本契約の終了までに、本貸室内に乙が所有又は保管する物件を全部撤去し、かつ、乙の設置した造作を取り外して現状に復したうえで、本貸室を明け渡すものとする。

- 三、乙が、賃借物件を原状に復さない時は、甲が自ら諸造作、設備等を撤去、或いは原状回復することができる。その場合の費用は全額乙の負担とする。
- 四、乙が、本貸室を明け渡した後に、残置した乙の所有物がある場合は、乙がその所有物を放棄したとみなして、甲は任意にこれを処分する事ができる。
- 五、乙は、明け渡しに際し、その事由、各項目の如何に関わらず、移転料、立ち退き料、権利金等一切の請求をする事はできないものとする。

第 15 条 (連帯保証人・連帯責任)

連帯保証人は本契約各条項を承諾の上、乙が甲に対する本契約に係わる一切の債務につき、乙と連帯して履行の責を負うものとする。

- 一、乙が行方不明等により、連絡が取れない場合は、本契約は連帯保証人に全てを一任したとみなし、甲又はその代理人は連帯保証人と共に全ての処置を行う。
- 二、乙は連帯保証人が死亡又は他に転住した時は、新たな保証人を定め甲に届け、承諾を得なければならない。
- 三、連帯保証人は、この契約の更新後も書面による廢約の申し出がない限りは引き続き甲に対して連帯保証人の責を負うものとする。
- 四、乙及び連帯保証人より連帯保証人変更の要請があった時は、甲並びにその代理人の承諾を得て、連帯保証人の変更をすることができる。

第 16 条 (強制執行)

甲及び乙並びに連帯保証人は、本契約による金銭債務の履行を怠った場合や、賃借物件不履行の場合には、直ちに強制執行をうけても異議のない旨を承諾した。

第 17 条 (紛争処理)

本契約について、甲・乙双方は、紛争の発生を避けるように努めなければならない。尚、紛争が発生した時の訴訟は、甲の所在管轄の裁判所にて行うものとする。

第 18 条 (管注注意義務)

乙は、本貸室並びに要目表記載の建物(以下「建物」という。)の玄関・階段・昇降機・湯沸室・トイレ・その他の共用使用部分を善良なる管理者の注意をもって使用するものとする。

第 19 条 (守秘義務及び個人情報の保護)

甲及び乙は、本契約により知り得た相手方の個人情報等を正当な理由なく漏らしたり、又は盗用してはならないものとする。但し、次に掲げられる場合は、その限りではないものとする。

- 一、人の生命、身体又は財産の保護の為に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難な場合。
- 二、国の機関若しくは地方公共団体又は委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力を要する必要がある場合、個人の同意を得る事により当該事務の遂行に障害を及ぼす恐れがある場合。
- 三、法令に基づく場合。

第 20 条 (信用機関への登録と利用)

乙及び連帯保証人は、本契約の取引事実が甲の指定する信用情報機関に登録され、当該機関及びその提携する信用情報機関により利用されることに予め同意したものである。

第 21 条 (抵当権の設定)

乙は、本物件に(根)抵当権が設定されていること、当該(根)抵当権に基づく不動産競売がなされて、所有権移転後は6ヶ月以内に本物件から退去しなければならないこと、退去迄の間は買受人に買料相当額を支払わなければならない事を確認した。

二、乙は、本物件が(根)抵当権に基づき不動産競売により競売され乙が本物件の買受人に対し、本契約に基づく賃借権を対抗できない場合でも、甲に対して提管賠償請求はできないものとする。

第 22 条 (賃借人の損害保険加入義務)

乙は、入居時及び本契約が存続中は、乙の責任において、借家人賠償責任約款付家財保険に加入しなければならないものとする。

第 23 条 (立入点検)

甲又はその代理人は、建物の保全、消火、防犯、衛生、救護等に関し、必要のある場合は、本貸室内に立ち入り、必要な点検措置を講ずる事ができる。この場合乙は甲の措置に協力しなければならない。

第 24 条 (遅延損害金)

乙は、支払い期日までに賃料の全部、又は一部の支払いを遅延したときは、遅延金に對し年14.6%の遅延損害金を家賃と共に支払わなくてはならない。

この条約の締結を証するため、契約書2通を作成し、当記者記名捺印の上
甲乙各1通宛を保有する。

平成 28 年 6 月 13 日

<特約条項>

- 1、乙は、賃貸借が終了した時は、甲の承諾の有無に関わらず、甲又は第三者に対し設備や造作の買取請求並びに売買は出来ないものとする。
- 2、敷金の預かりが無い為、敷金の返還は無いものとする。
- 3、乙は解約完了時（退去時）に清掃費用30,000円也及び貸室内外において自然消耗以外による破損・穴あき・壁、床の破損及び補修の必要がある場合はその費用を支払わなくてはならないものとする。
- 4、暴力団関係と判明した時、又それに関係する団体と行為があった時、本物件内外問わずその表示を行った時、警察当局の介入があった時などいずれに該当した時は、甲は何等警告を要せず、本契約を解除する事ができる。
- 5、万が一賃料を遅延した場合で、7日を経過した後、保証会社による代弁済（立替）手続きが行なわれても一切異議の申し立ては出来ないものとする。
- 6、乙は、保証会社より賃料の弁済を受けた場合、賃料と別に保証会社へ対して弁済手数料を支払わなくてはならない。
- 7、本物件の敷地内には駐車場スペースはないものとし、駐車は出来ないものとする。
- 8、甲及び管理者は契約前に乙に対し本物件は道路拡張計画地内となっており近い将来、立ち退きの予定が有る旨を伝え、乙もそれを承認した。よって将来甲より明け渡しの要請が有った場合には、乙は甲及び管理者に対し速やかに明け渡す事とする。

甲（賃貸人）
住所
氏名
電話

[Redacted]

乙（賃借人）
住所
氏名
電話

[Redacted]
金城泰邦

連帯保証人
住所
氏名
電話

[Redacted]

連帯保証人
住所
氏名
電話

[Redacted]

事務所費

宅地建物取引業者 免許番号 沖縄県知事(8)第1716号
 住所 〒901-2132 沖縄県浦添市伊祖2-16-15
 名称 うるま不動産
 代表者 萩原 啓史
 取引主任者 [Redacted]
 TEL 098 (876) 5553

経費区分別支出一覧表

経費区分 事務費

日付	使 途 内 容	支出額	充当割合	充当額
一括	消耗品費(修正テープ、コピー用紙)	1,123	全額	1,123
一括	消耗品費(コピー用紙、はさみ、ノート)	1,339	全額	1,339
一括	消耗品費(コピー用紙、ホッチキス)	1,036	全額	1,036
一括	消耗品費(コピー用紙、ペン替え芯)	1,944	全額	1,944
5/10	通信連絡費(事務所電話料金H30.4月分)	1,838	9/10	1,654
6/11	通信連絡費(事務所電話料金H30.5月分)	1,846	9/10	1,661
7/10	通信連絡費(事務所電話料金H30.6月分)	1,846	9/10	1,661
8/10	通信連絡費(事務所電話料金H30.7月分)	1,856	9/10	1,670
9/10	通信連絡費(事務所電話料金H30.8月分)	1,838	9/10	1,654
10/10	通信連絡費(事務所電話料金H30.9月分)	1,838	9/10	1,654
11/12	通信連絡費(事務所電話料金H30.10月分)	1,846	9/10	1,661
1/10	通信連絡費(事務所電話料金H30.11、12月分)	3,791	9/10	3,411
3/11	通信連絡費(事務所電話料金H31.1、2月分)	3,809	9/10	3,428
一括	通信連絡費(ケータイ料金H30.4月分)	6,041	1/2	3,020
一括	通信連絡費(ケータイ料金H30.5月分)	5,034	1/2	2,517
一括	通信連絡費(ケータイ料金H30.6月分)	5,034	1/2	2,517
一括	通信連絡費(ケータイ料金H30.7月分)	5,574	1/2	2,787
一括	通信連絡費(ケータイ料金H30.8月分)	5,574	1/2	2,787
一括	通信連絡費(ケータイ料金H30.9月分)	5,581	1/2	2,790
一括	通信連絡費(ケータイ料金H30.10月分)	5,574	1/2	2,787
一括	通信連絡費(ケータイ料金H30.11月分)	5,574	1/2	2,787
一括	通信連絡費(ケータイ料金H30.12月分)	5,581	1/2	2,790
一括	通信連絡費(ケータイ料金H31.1月分)	5,574	1/2	2,787
一括	通信連絡費(ケータイ料金H31.2月分)	5,574	1/2	2,787
一括	通信連絡費(インターネット回線料H30.4月分)	5,368	9/10	4,831
一括	通信連絡費(インターネット回線料H30.5月分)	5,368	9/10	4,831
一括	通信連絡費(インターネット回線料H30.6月分)	5,368	9/10	4,831
一括	通信連絡費(インターネット回線料H30.7月分)	5,368	9/10	4,831
一括	通信連絡費(インターネット回線料H30.8月分)	5,368	9/10	4,831
一括	通信連絡費(インターネット回線料H30.9月分)	5,368	9/10	4,831
一括	通信連絡費(インターネット回線料H30.10月分)	5,368	9/10	4,831
一括	通信連絡費(インターネット回線料H30.11月分)	5,368	9/10	4,831
一括	通信連絡費(インターネット回線料H30.12月分)	5,368	9/10	4,831
一括	通信連絡費(インターネット回線料H31.1月分)	5,368	9/10	4,831
一括	通信連絡費(インターネット回線料H31.2月分)	5,368	9/10	4,831
一括	通信連絡費(インターネット回線料H31.3月分)	5,368	9/10	4,831
毎月払	使用料及び賃借料(自動車リース料金H30.4~H31.3月分29,290円×12ヶ月)	351,480	1/2	175,740
事務費 充当合計				287,964

充当金額 71,230-
充当割合 全額

経費区分 (事務費)

領 収 証

No. _____

金城泰邦 様

平成 30 年 8 月 11 日

★ 7648.-

但 事務用品代金として
上記正に領収いたしました

内 訳
税抜金額
消費税額(%)

浦添市勢理客1丁目1番6号
株式会社 善林堂
電話 (098)878-6565・FAX693-

10,000円 - 70

領 収 証 金城泰邦 様 No. _____

★ 475-

但 事務用品代として

30 年 8 月 17 日 上記正に領収いたしました

内 訳
税抜金額
消費税額等(%)

株式会社 上洲書店 ビジネス
〒901-2126 沖縄県浦添市宿
TEL 098-877-
FAX 098-877-2

コクヨ ケー46

10,000円 - 80

消耗品費

充当金額

71,339-

経費区分 (事務費)

充当割合

全

額

領収証 金城

様 No.

★ ¥475-

但

30年 9月 3日 上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

株式会社 上洲書店 ビジネス館

〒901-2126 沖縄県浦添市宮城

TEL 098-877-2100

FAX 098-877-2100

コクヨ ウケ-46

コピー用紙

領収証 金城

様 No.

★ ¥864-

但

H30年 9月 14日 上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

株式会社 上洲書店 ビジネス館

〒901-2126 沖縄県浦添市宮城

TEL 098-877-2100

FAX 098-877-2100

コクヨ ウケ-46

（計算）シート

消耗品費

充当金額 ¥1,036-
 充当割合 全額

経費区分 (事務費)

領収証 金城泰邦 様 No.

★ ¥475-

但 事務用品代として
 30年 9月 19日 上記正に領収いたしました

内 訳	
税抜金額	
消費税額等(%)	

株式会社 上洲書店 ビジネス館
 〒901-2126 沖縄県浦添市
 TEL 098-877
 FAX 098-877

コクヨ ウケ-46

200-円紙

領収証 金城泰邦 様 No.

★ ¥561-

但 事務用品代として
 30年 10月 3日 上記正に領収いたしました

内 訳	
税抜金額	
消費税額等(%)	

株式会社 上洲書店 ビジネス館
 〒901-2126 金城6-1-20
 TEL 098-2092
 FAX 098-2188

コクヨ ウケ-46

ホッホキス

消耗品費

充当金額 ¥1,944-
充当割合 全 額

経費区分 (事務費)

政務活動に使用のため

領 収 証

No. _____

金城 様

平成 31 年 / 月 15 日

★ ¥1,296-

但 事務用品代金として
上記正に領収いたしました

内 訳
税抜金額
消費税額(%)

浦添市勢理客1丁目1番6号
株式会社 善 林 堂
電話 (098)878-6565・FAX6932

つて 用 紙

領 収 証 金城泰邦 様

No. _____

★ ¥648-

但 事務用品代金として

31 年 / 月 23 日 上記正に領収いたしました

内 訳
税抜金額
消費税額等(%)

株式会社 上洲書店 総店
〒901-2126 沖縄県浦添市 20
TEL 098-877-2092
FAX 098-877-2188

コグロウケ46

10 替 紙

充当金額

経費区分 (事務費)

充当割合

9/10

政務活動の運用以外も含むため

4月	30- 5-10 振出	*1,838 NTT 0988781138	¥ 1,654.
5月	30- 6-11 振出	*1,846 NTT 0988781138	¥ 1,661-
6月	30- 7-10 振出	*1,846 NTT 0988781138	¥ 1,661-
7月	30- 8-10 振出	*1,856 NTT 0988781138	¥ 1,670-
8月	30- 9-10 振出	*1,838 NTT 0988781138	¥ 1,654.
9月	30-10-10 振出	*1,838 NTT 0988781138	¥ 1,654.
10月	30-11-12 振出	*1,846 NTT 0988781138	¥ 1,661-
11,12月	31- 1-10 振出	*3,791 NTT 0988781138	¥ 3,411.
1.2月	31- 3-11 振出	*3,809 NTT 0988781138	¥ 3,428.

通信連絡費 事務所電話料金 (4月~ H31 2月分)

充当金額 ¥30,356-
 充当割合 1/2

経費区分 (事務費)

政務活動の使用以外も含むため

通信連絡費 料金は H30 H31
 4~ 2月分

901-2134
 沖縄県浦添市港川2丁目25-1-607号ミル
 コミュニティセンター

◇ 000026 00001/00001
 KDDI KDDI株式会社
 発行年月日 DATE OF ISSUE 2019年 4月10日

金城 泰邦 様

05 50000026#-10D-AGKX11X
 BS

支払証明書

証明書 No. 000000041

請求月	請求コード	支払額(円)	決済額(円)	支払済額(円)	支払年月日	備考
2018年 4月	4210277904	11,304	844		2018年 4月23日	
2018年 5月	8032339359	5,041	486			クレジット会社決済分
2018年 6月	8032339359	5,034	486	2,517		クレジット会社決済分
2018年 7月	8032339359	5,034	486	2,517		クレジット会社決済分
2018年 8月	8032339359	5,574	526	2,787		クレジット会社決済分
2018年 9月	8032339359	5,574	526	2,787		クレジット会社決済分
2018年 10月	8032339359	5,581	527	2,790		クレジット会社決済分
2018年 11月	8032339359	5,574	526	2,787		クレジット会社決済分
2018年 12月	8032339359	5,574	526	2,787		クレジット会社決済分
2019年 1月	8032339359	5,581	527	2,790		クレジット会社決済分
2019年 2月	8032339359	5,574	526	2,787		クレジット会社決済分
2019年 3月	8032339359	5,574	526	2,787		クレジット会社決済分

合計(クレジット会社決済分除く)	11,304	844
合計(クレジット会社決済分)	60,715	5,668

上記の料金は、領収済であることを証明いたします。
 クレジットカードでお支払いのお客様は、ご契約されているクレジットカード会社へ上記料金のお支払いがない場合、本証明書は無効となります。
 2015年9月のご請求以降、ご請求を翌月以降に合算した場合も合算前の月を請求月として証明しております。

充当金額
充当割合

53.141 -
9/10

政務活動の使用以外も含むため

経費区分 (事務費)

通信連絡費

事務費
インターネット料金 4~2月分

(インターネット)

901-2114
沖縄県浦添市安波茶1丁目31-6宮里ビル10
2号

金城 泰邦 様

05 5000025#-10D-AGKX11X
BS

KDDI

★ 0000025 00001/00001
KDDI株式会社
発行年月日 DATE OF ISSUE 2019年 4月10日

支払証明書

証明書 No. 0000000043

請求月	請求コード	支払額(円)	消費税相当額(円)	収納年月日	備考
2018年 4月	4210277994	11,304	844	2018年 4月28日	
2018年 5月	4210277994	5,368	366	*****	クレジット会社決済分
2018年 6月	4210277994	5,368	366	*****	クレジット会社決済分
2018年 7月	4210277994	5,368	366	*****	クレジット会社決済分
2018年 8月	4210277994	5,368	366	*****	クレジット会社決済分
2018年 9月	4210277994	5,368	366	*****	クレジット会社決済分
2018年 10月	4210277994	5,368	366	*****	クレジット会社決済分
2018年 11月	4210277994	5,368	366	*****	クレジット会社決済分
2018年 12月	4210277994	5,368	366	*****	クレジット会社決済分
2019年 1月	4210277994	5,368	366	*****	クレジット会社決済分
2019年 2月	4210277994	5,368	366	*****	クレジット会社決済分
2019年 3月	4210277994	5,368	366	*****	クレジット会社決済分

合計(クレジット会社決済分)	11,304	844
合計(クレジット会社決済分)	59,048	4,026

本証明書の発行は、
KDDI株式会社
の承認を要するものと
させていただきます。

上記の料金は、領収済であることを証明いたします。
クレジットカードでお支払いのお客様は、ご契約されているクレジットカード会社へ上記料金のお支払いがない場合、
本証明書は無効となります。
2015年9月のご請求以降、ご請求を翌月以降に合算した場合も合算前の月を請求月として証明しております。

充当金額
充当割合

¥2,684-
1/2

政務活動の使用以外も含むため

経費区分 (事務費)

通信連絡費

事務所インターネット料金
H31.3月分



▲ 0000023 00001/00001 ▲

KDDI株式会社
YAMAGUCHI ELECTRIC COMMUNICATIONS PUBLIC COMPANY LIMITED



発行年月日 DATE OF ISSUE 2019年 5月10日

901-2114
沖縄県浦添市安波茶1丁目31-6宮里ビル10
2号

金城 泰邦 様



05 50000023#-10E-AGKX11X
BS

支払証明書

証明書No. 0000000022

ご請求月	ご請求コード	支払額(円)	うち消費税相当額(円)	収済年月日	備考
2019年 4月	4210277994	5,368	366	※※※※※※※※※※	クレジット会社決済分

合計(クレジット会社決済分除く)	0	0
合計(クレジット会社決済分)	5,368	366



上記の料金は、領収済であることを証明いたします。
 クレジットカードでお支払いのお客様は、ご契約されているクレジットカード会社へ上記料金のお支払いがない場合、
 本証明書は無効となります。
 2015年9月のご請求以降、ご請求を翌月以降に合算した場合も合算前の月を請求月として証明しております。

充当金額

経費区分 (事務費)

充当割合 1/2

政務活動の使用以外も含むため

13	30- 5-17	振出	*36,690	ヨリツアケツス (カ)
14	30- 6-18	振出	*36,690	ヨリツアケツス (カ)
18	30- 7-17	振出	*36,690	ヨリツアケツス (カ)
30	30- 8-17	振出	*36,690	ヨリツアケツス (カ)
11	30- 9-18	振出	*36,690	ヨリツアケツス (カ)
15	30-10-17	振出	*36,690	ヨリツアケツス (カ)
23	30-11-19	振出	*36,690	ヨリツアケツス (カ)
7	30-12-17	振出	*36,690	ヨリツアケツス (カ)
12	31- 1-17	振出	*36,690	ヨリツアケツス (カ)
15	31- 2-18	振出	*36,690	ヨリツアケツス (カ)
18	31- 3-18	振出	*36,690	ヨリツアケツス (カ)
24	31- 4-17	振出	*36,690	ヨリツアケツス (カ)

日額

$$36,690 - 3,756 - 3,644 = 29,290$$

ヨリツアケツス 付属品

その他付属品

$$\left(\frac{218,668}{5} \div 12 \text{月} = 3,644 \right)$$

付属品

平成 29 年 11 月 30 日

借受人(甲)(所在地・名称・代表者)

浦添市港川2-25-1-607

金城泰邦

連帯保証人(住所・氏名・職業)

貸渡人(乙)(所在地・名称・代表者)

浦添市宇港川244番地
沖縄トヨペット株式会社
代表取締役 堀川恭進

連帯保証人(住所・氏名・職業)

事務費

貸渡人(以下乙という)と借受人(以下甲という)ならびに連帯保証人は、下記(1)記載の自動車(以下自動車という)のリースについて、下記条件ならびに裏面約款のとおり契約を締結します。

リース形式: Xレンタリース		契約No: 0155112	
借受人 連帯保証人	(1) 車名 (型式)	タンク DBA-M900A	特別仕様 LEDヘッドランプ AVアンプ 70アンプベアリング カワチウシトカー サイドバイザー サンルーフ前後 ドアエッジプロテクター QMI グラスシールド ETC シヤイサバ エンターテイン
	車台番号	[REDACTED]	初度登録 H 29年11月
	登録番号	[REDACTED]	登録 29年11月
	使用の本拠地	浦添市港川2丁目25-1-607	
保管場所	同上		
(2) リース期間		平成 29 年 11 月 30 日 ~ 平成 34 年 11 月 29 日 60 ヵ月	73,380 円 平成 29 年 12 月 5 日支払
リース料		毎月 33,972 円 (総額 2038320 円)	(5) 前払金 [充当方法 第 1 回 36,690 円 第 2 回 36,690 円]
消費税		毎月 2,718 円 (総額 163080 円)	
(3) 支払月額		毎月 36,690 円 (総額 2201400 円)	(6) 保証金 円 平成 年 月 日支払
(4) 支払期日		第 1 回 平成 年 月 日 支払 第 2 回 平成 年 月 日 支払 第 3 回 平成 年 月 日 支払 第 回 平成 年 月 日 支払	支払方法 1. 約束手形 2. 銀行振替 3. 銀行振込 4. () (7) 銀行 銀行 支店
リース料に含まれる項目 (○) 含まれる (×) 含まれない	<input type="checkbox"/> 登録納車費用	<input checked="" type="checkbox"/> 事故修理(車両保険付保時)	(8) 保険会社 任 保険種別 1. SAP 2. PAP 3. () 意 フリート区分 1. フリート 2. ソンフリード 保 年寄制限 1. 20歳未満 2. 20歳未満 3. 全年令担保 保 割引率 % 内 対 人 百万円 容 対 物 百万円 液質 万円 搭 乗 者 1名 百万円 1事故 百万円 車 両 1年目 万円 2年目 万円 (免責) 3年目 万円 4年目 万円 (万円)
	<input type="checkbox"/> 自動車取得税	<input type="checkbox"/> オイル交換	
	<input checked="" type="checkbox"/> 自動車重量税	<input type="checkbox"/> バッテリー交換	
	<input checked="" type="checkbox"/> 自動車賠償責任保険	<input checked="" type="checkbox"/> 巡回サービス 1回/ヶ月	
	<input type="checkbox"/> 自動車税	<input type="checkbox"/> タイヤ交換 4 本まで	
	<input type="checkbox"/> J.A.F.会費	<input type="checkbox"/> イヤ交換 本まで	
	<input checked="" type="checkbox"/> 任意保険	<input type="checkbox"/> 交換 本まで	
	<input type="checkbox"/> 継続車検整備	<input type="checkbox"/> 交換 本まで	
	<input type="checkbox"/> 法定定期点検整備	<input type="checkbox"/> 代車の提供 (有)	
	<input type="checkbox"/> 一般修理		
(9) 引渡予定日		平成 29 年 12 月 3 日	
(10) 引渡場所		港川店 営業店 納車	
(11) 回着クワンショップ		東西部 [REDACTED]	
(12) 契約走行距離		1,000 km/月	(13) 超過走行料 5 円/km
(14) 残価の精算 ① する (予定残存額 554,050 円) ② しない			
(15) 規定損害金		基本額 1,961,291 円	連減月額 23,454 円
(16) 特約事項			

※1. 平成 32 年 11 月車検時
重量税、自賠責税込

統一様式一①

経費区分別支出一覧表

経費区分

人件費

日付	使 途 内 容	支出額	充当割合	充当額
11/30	人件費(11/1~11/30、入力作業、事務所作業)	148,680	9/10	133,812
12/28	人件費(12/1~12/28、入力作業、事務所作業)	121,600	9/10	109,440
人件費 充当合計				243,252

金城 泰邦・人件費

平成 30 年度 雇用職員申告票

議員名 金城 泰邦

被雇用職員名	■■■■■
議員との関係	<input type="checkbox"/> 議員の親族(続柄:) <input checked="" type="checkbox"/> 議員の親族外
議員との生計	<input type="checkbox"/> 議員と生計同一 <input checked="" type="checkbox"/> 議員と生計別

平成30年度の雇用について、上記記載のとおり申告します。

被雇用者 氏名

■■■■■

住所

■■■■■

雇用者 沖縄県議会議員

金城 泰邦



勤務の実態を証する提出書類

出勤簿 タイムカード その他: 広報紙配付実績一覧表

※雇用契約書(必須)に加え、上記の書類を提出します。

勤務実態申告票

【議員名 金城 泰邦】

職務内容

区分	職務内容	業務割合(%)
政務活動に係る職務	調査研究に係るもの	0%
	研修に係るもの	0%
	広聴広報に係るもの	・ データ入力作業 75%
	要請陳情等に係るもの	0%
	会議に係るもの	0%
	資料作成に係るもの	・ 打合せ資料の作成 等 10%
	事務所での庶務に係るもの	・ 備品、消耗品等の管理 ・ 電話・来客対応、議員への連絡調整 等 15%
小計		100%
政務活動以外の活動に係る職務		0%

30
平成20年度の雇用契約に係る勤務実態は上記のとおりである旨、申告します。

雇用者

金城 泰邦 (印)

被雇用者



氏名



勤務地 金城泰邦事務所：浦添市安波茶1-31-6

			11月1日(木)	11月2日(金)	計
			8:30-17:30 ⑧	8:30-17:30 ⑧	16
11月5日(月)	11月6日(火)	11月7日(水)	11月8日(木)	11月9日(金)	計
8:30-17:30 ⑧	8:30-17:30 ⑧	8:30-17:30 ⑧	8:30-17:30 ⑧	8:30-17:30 ⑧	40
11月12日(月)	11月13日(火)	11月14日(水)	11月15日(木)	11月16日(金)	計
8:30-17:30 ⑧	8:30-17:30 ⑧	8:30-17:30 ⑧	8:30-17:30 ⑧	8:30-17:30 ⑧	40
11月19日(月)	11月20日(火)	11月21日(水)	11月22日(木)	11月23日(金)	計
8:30-17:30 ⑧	8:30-17:30 ⑧	8:30-17:30 ⑧	8:30-17:30 ⑧		32
11月26日(月)	11月27日(火)	11月28日(水)	11月29日(木)	11月30日(金)	計
8:30-17:30 ⑧	8:30-17:30 ⑧	8:30-17:30 ⑧	8:30-17:30 ⑧	8:30-17:30 ⑧	40
* 右欄は(8)時間休業					合計
					168 時間

時給	1時間800円 × 168 時間 = 134,400
交通費	往復680円 × 21 日 = 14,280
合計	148,680

充当金額 ¥133,182 -
充当割合 9/10

経費区分 (人 件 費)

政務活動の使用以外も含むため

領 収 証

金城 泰 邦

様

No. _____

★ ¥148,680 -

但し 人件費 (入力作業)

2018年 11月 30日 上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等 (%)

取 入
印 紙

コタニ ウケ-1097

人 件 費

(11/1 ~ 30 入力作業、事務所作業)

氏名



勤務地 金城泰邦事務所：浦添市安波茶1-31-6

12月3日(月)	12月4日(火)	12月5日(水)	12月6日(木)	12月7日(金)	計
8:30-17:30 ⑧	8:30-17:30 ⑧	8:30-17:30 ⑧	8:30-17:30 ⑧	8:30-17:30 ⑧	40
12月10日(月)	12月11日(火)	12月12日(水)	12月13日(木)	12月14日(金)	計
8:30-17:30 ⑧	8:30-17:30 ⑧	8:30-17:30 ⑧	8:30-17:30 ⑧	8:30-17:30 ⑧	40
12月17日(月)	12月18日(火)	12月19日(水)	12月20日(木)	12月21日(金)	計
8:30-17:30 ⑧	8:30-17:30 ⑧	8:30-17:30 ⑧	8:30-17:30 ⑧	8:30-17:30 ⑧	40
12月24日(月)	12月25日(火)	12月26日(水)	12月27日(木)	12月28日(金)	計
	8:30-17:30 ⑧	8:30-17:30 ⑧	8:30-17:30 ⑧	8:30-17:30 ⑧	32
					合計
					152

時給	1時間800円 × 152 時間 = 121,600
交通費	往復680円 × 日 =
合計	121,600

充当金額 ¥109,440-
充当割合 9/10

経費区分 (人 件 費)

政務活動の使用以外も含むため

領 収 証 金城 泰 邦 様 No. _____

★ ¥121,600

但人件費として (入札作業、事務所作業)

2018年12月28日 上記正に領収いたしました。

取 入 印 紙	内 訳	
	税抜金額	
	消費税額等(%)	

コクヨ ワケ-1097

人 件 費

(12/1 ~ 28
入札作業、事務所作業)